

平成27年度労働報酬下限額について

足立区公契約条例（平成25年足立区条例第47号）第9条第1項の規定により、平成27年度における労働報酬下限額を定めたので、同条例第9条第3項の規定により告示する。

平成26年12月12日

足立区長 近藤 弥生



(1) 足立区公契約条例第9条第1項第1号に規定する額

〔単位：円（1時間あたり）〕

NO.	職 種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	2,430
2	普通作業員	2,127
3	軽作業員	1,520
4	造園工	2,217
5	法面工	2,655
6	とび工	2,678
7	石工	2,735
8	ブロック工	2,588
9	電工	2,543
10	鉄筋工	2,700
11	鉄骨工	2,532
12	塗装工	2,768
13	溶接工	2,960
14	運転手（特殊）	2,385
15	運転手（一般）	1,980
16	潜かん工	2,915
17	潜かん世話役	3,443
18	さく岩工	2,645
19	トンネル特殊工	2,745
20	トンネル作業員	2,363
21	トンネル世話役	3,128
22	橋りょう特殊工	2,937
23	橋りょう塗装工	3,027
24	橋りょう世話役	3,365
25	土木一般世話役	2,588
26	高級船員	3,060

NO.	職 種	労働報酬下限額
27	普通船員	2,397
28	潜水士	4,017
29	潜水連絡員	2,768
30	潜水送気員	2,745
31	山林砂防工	2,870
32	軌道工	4,433
33	型わく工	2,565
34	大工	2,780
35	左官	2,712
36	配管工	2,295
37	はつり工	2,577
38	防水工	2,925
39	板金工	2,723
40	タイル工	2,645
41	サッシ工	2,520
42	屋根ふき工	1,647
43	内装工	2,588
44	ガラス工	2,420
45	建具工	2,600
46	ダクト工	2,307
47	保温工	2,250
48	建築ブロック工	2,397
49	設備機械工	2,363
50	交通誘導員A	1,395
51	交通誘導員B	1,227

※ただし、次に掲げる労働者の労働報酬下限額については、1,064円とする。

(i) 労働者等の合意の下、見習い、手元等の労働者と使用者が判断する者

(2) 足立区公契約条例第9条第1項第2号に規定する額

[単位：円（1時間あたり）]

労働報酬下限額	930
---------	-----

(3) 足立区公契約条例第17条の規定により同条例の適用を受ける指定管理者との協定に係わる労働報酬下限額

[単位：円（1時間あたり）]

労働報酬下限額	930
---------	-----